

裁判長
認印

印

調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (行ツ) 第 2 9 9 号 平成 2 2 年 (行ヒ) 第 3 0 7 号
決 定 日	平 成 2 3 年 3 月 1 5 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	田 原 睦 夫 那 須 弘 平 岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦 寺 田 剛 逸 郎
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 上 告 人 兼 申 立 人 上 告 人 兼 申 立 人 被 上 告 人 兼 相 手 方 同 代 表 者 市 長
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 1 年 (行コ) 第 3 6 8 号 (平成 2 2 年 4 月 2 7 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 3 年 3 月 1 5 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官	

印

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。